

であろう。しかしながらそれかといつて、絶対に一度引受けたもの、あるいは買入れたものは処分してはならぬというような制限はつけないにいたしまして、証券業者がやつておりますように、売つたり買つたりということ

をたび／＼行つた。しかもこれは今申し上げましたように、売出しの方法でそういうふうな取引をいたすということは、これは銀行あるいは保険会社にしても同じであります。そういうものの性質からいって、これは適当でない。従つて処分をいたしません場合は、今申し上げましたような特殊の金繰り

のためであるとか、あるいは他にどうしても緊要な投資先に資金を供給しなければならぬというふうな関係から、これを手放して、その資金でもつて他の投資に充てるといつたような必要が起りました場合におきまして、むしろ例外的にこれを処分することであることを認めて参りたいということでありまして、証券業者が行うような、そういう頻繁な売つたり買つたりというふうな業務を行わせることは、法律の趣旨でもございませぬし、また行政指導上の立場から言ひましても、そういうふうな

なことのないうちに、おの／＼その銀行の目的に従つて、与えられておる使命の分野に、その仕事を制限して参りたい。証券業者等との仕事の競合なり、あるいは重複なりということの起らないように、法律の建前もそうなつておりますし、実際の行政上の指導もそういうことでやつて参りたい、こういうふうに考えておる次第であります。

○佐久間委員 大分はつきりして参りましたし、なるほど局長の言われる通り、証券業者のように頻繁に取引をさせないというわけでございますが、それと、やはり処分する場合に、これは認可事項か何かになるのですか、どうですか。この点はいかがでしよう。

○河野(通)政府委員 認可をいたすようなことは考えてございませぬ。これは現在でも普通の銀行でも実はできるわけなんです。普通の銀行も杜債とか株式も例外的でありますけれども、株式もある程度持つてゐる場合がある。これを処分する場合に、一々認可をしておるかということになります。これはやつておられません。それと同じ実態とお考え願ひたい。しかしこの法律の精神及び長期信用銀行の目的というものは、今申し上げましたように、おの／＼からはずりたして、行政上の指導におきまして、そういうふうなことを参りますし、長期信用銀行の経営者自体としても、この点については十分おわかり願つて、この目的に従つて証券業務を取扱われることを、私どもは期待いたしております。その点について非常に濫用されるとか、あるいは分野を混淆するといふような心配は、万ないとお考えしております。なおそういうふうな心配がおります場合には、行政上の指導で適当に措置をして参りたい、かように考えております。

○佐久間委員 銀行局長の確信ある回答を得て、非常に満足するわけでございますが、これも要するに程度の問題もあろうかと思つておりました。これらの点につきましても、監督官庁として趣旨にとらないうちに指導もして、また監督もして行くと思つてお

ます。従ひまして、われ／＼が考えておることはあるいは杞憂であるかもしれないが、一方においてははつきりした法律がございまして、取引業務を行つてゐるものと競合にならないように、ぜひひとつ御配慮をいただいて行かなければならぬ、こう思つてございします。この点も特に御注意申し上げておきたい、こう考える次第であります。

○佐藤委員 夏堀委員。夏堀委員。長期信用銀行法について二、三お伺ひいたします。長期信用銀行は大体何行くらゐるお認めになるお考えでありますか、お伺ひいたします。○河野(通)政府委員 この点は先般の委員会でもお答え申し上げておいたのであります。現在のところでは、まだ法律が通過いたしてございませぬし、はつきりした確かなことは申し上げられないのでございしますが、長期信用銀行は御承知のように、資金の性質が債券の発行によつて資金の源を調達するわけでありまして、そういういたしますと、預金によつて資金を集める場合に比べまして、コストが非常に高いのであります。そういう点等も考えまして、長期信用銀行の経営というものは、相当多額の資金量を持たなければならぬ。そうしなければならぬ、預金銀行のようになければならぬ、預金から言ひましても、私どもは数はできるだけ少ない方がいい。しかし非常に基礎の強固な信用の厚い銀行でなければならぬ、こう考えておられます。しかしながら、だからといつて一行に限るといふようなことは、これは非常な弊害を伴ひますので、今申し上げましたような観点

から、複数の長期信用銀行を認めて参りたいと思ひますけれども、数はできるだけ少ない方がいいのじやないか。長期的な問題は別であります。さしあつたりの問題としては、大體二行、三行程度のもを認めて参りたい、かように考えておる次第であります。

○夏堀委員 現在興行銀行、北海道殖産銀行等のこれらの投資銀行が、大體長期の資金をまかなつておる、こう考えておられます。こういう殖産銀行及び北海道殖産銀行等のあり方を、一体どういふふうにお考えになつておられますか。

○河野(通)政府委員 まだ法律も通過いたしてございませぬし、法律ができた後においてどういふ形になるかということにつきましては、私どもまだはつきり構想はできておりませぬ。原則といたしましては、できるだけ当事者の発意、自発的なお考えを尊重して参りたい。たとえば今お話も出ましたけれども、具体的な例にならぬが、勸業銀行等がどういふふうな形になるか、まだ正式に勸業銀行当局から私には伺つておりませぬ。従ひまして勸業銀行が一体今後どういふふうにならうかというお考えをいただきまして、そのお考えを正式に私どもが承つた上で、この問題をどう処理するかというのを考えて参りたいと思ひます。まだ正式にそういうお話は承つておりませぬので、この際勸業銀行はこうして行くつもりだ、あるいは北海道殖産銀行はこういふふうにするつもりだということ、今申し上げる段階にないのであります。ただ二つの点だけは申し上げられたいと思ひます。第一点は、先ほど申し上げましたように、できるだけ強力な

銀行を少数にして行きたい。それからもう一点は、この銀行ができません場合におきまして、その経過的な処置、つまり長期信用、長期融資が、その間立等の準備のために過渡的にギヤツプができるというふうなことのないうちに、できるだけ円滑に長期融資ができるように処置をして参りたい。この切りかわりの処置等につきましては、お手元にあります法案の附則において、いろ／＼規定を置いておられますが、できるだけこの円滑な切りかえをして参りたい。この二つの点だけはここで申し上げられたいと思ひます。

○夏堀委員 長期信用銀行を新設すること、これまでの既設の銀行を育成すること、一体どちらが得であるか。損をすることを考えることはないか。特に新設の銀行に重点を置いて、これまでより以上プラスがなければならぬ。どの点がプラスになるかということ、主として地方銀行がこれを引受けるといふことになるだらうと思ひます。そのほかに資金運用部の方からどれくらい一体入るのか、これも大體見通しがついておるはずであります。それを強力なものにするという、言葉はたいへんけつこうですが、強力なものにするといつたところで、これまでのいわゆる金融債の引受等においても、あまり満足する程度のものでなかつたというところは、御承知の通りであります。長期信用銀行が今度新設されたことによつて、一体どの程度満足を与えることが出来るか。この点について大蔵大臣に過激質疑を行いましたとき

つしやつた。とき／＼どうも大蔵大臣

が食い違つたことを申されるので、私もちよつと失望したので、自信がないことをなせやるのか。そして新設銀行がこれまでの既設銀行と比較して、どの程度の積極性を持ち、資金量をまかなうことができるか。先ほど申し上げたように、地方銀行が引受けることであつたところ、これも限度のあることであつて、地方銀行が引受けて、その長期にわたつておる貸付金の肩がわりをどの程度やれるか。結局これは引受けるときの交換条件になりはせぬかと思はれるのですが、一体そのことほどの程度お考えになつておられますか。あなたのお考えとして、資金量を一体どの程度まかなうことができるかといふことが問題なので、銀行業は何とどうも預金によつて利益をとるものが商売なんので、この点においても相当高い貸付利率とならねばぬかといふことも考えられるのです。そうした場合にはこれまでの興業銀行等もかなり高い利率になつておる。これ以上また高いといふことになれば、一体産業資金として、はたして役立つものであるかどうかといふことがちよつと心配なので、この見直しはいかがですか。

○河野(通)政府委員 第一点のお尋ねは、新しい長期信用銀行ができた場合には、その資金の量はどの程度になるのかといふことであつて、これは今のところ的確にはなかつて申上げかねると思ひますが、先ほどお示しのように、資金運用部といたしまして、できるだけ多額のものをごの新しい銀行の金融債引受に充てて参りたい。金額等につきましては、今この際まだ申し上げる段階にございませぬけれども、できるだけ多額のものをご資金運用

部としても引受けるようにいたして参りたい。一方におきまして、長期信用銀行の債券は必ずしも資金運用部、政府資金の引受にたよることは適当でない。一般の長期資金といふものを、政府資金以外のルートから消化して行くという道も、できるだけ講じて参りたい。その一番大きな道は、やはり地方銀行のもの等であるかと思ひますけれども、そのほかに個人もありましよう。会社もありましよう。いろいろな形で長期資本といふものが、だん／＼民間において蓄積されて参るに依りまして、これらの引受額も相当増加するものと期待いたしておるわけであります。現に例であります、勧業銀行につきましても、資金運用部で引受けておられますのを除きまして、民間で消化されておられますもの、地方銀行等を中心とした金融機関、銀行の引受額といふものは、決してその多額になつておりません。現在でも債券の消化先といふものは、過半はその銀行以外のところで引受けられておるといふ状態であります。これらの点も考えまして、一方民間の資金による長期資金の調達も、今後は極力努力して参りまして、政府資金による引受と相まらして、長期信用銀行の資金量を拡充して参るよう、努力して参りたいと考へております。

第二点の金利の問題であります、これはお示しのようによつて、預金銀行が預金を集め出す場合に比しまして、債券の資金コストといふものは高いわけでありますから、その点はどうしてもおのずから貸出し金利といふものも、普通の短期の貸出しと少し違つて来ることは当然だと思ひます。これは資金の

性質から言ひましても、長期の資金はどうしても高くなつて行くことはやむを得ないのであります。しかしながら現在私どもの見直しでは、この新しい長期信用銀行ができたということによりまして、現在長期資金を出して参りますと興業銀行とか、あるいは勧業銀行等の現在の金利の水準を、非常に上まわるといつたことにはならないと私ども考へております。ただ一般の金利ベイスの問題でありますから、金利全体の問題がかわつて来ればまた別でありますけれども、現在の一般の金利といふものは、現在の金利ベイスがかわらない場合におきましては、長期信用銀行になつたからといつて、長期金融の金利が上るといつたようなことは、まづないと私ども考へております。御参考までに申し上げますが、大体現在興業銀行あたりの長期金融は、三銭から三銭一厘くらいになつておるかと思ひます。大体その程度のもので、やつて行けるのではないかと、いふふうにお考へております。

○夏堀委員 いわゆる証券銀行としての利率は高く、預金の方は安い。であるから高い方の利回りの金を使つて、営業はできるだけ勉強してやるとおつしやつた言葉は、そのまゝお受けすればいいのですけれども、いわゆる思ふといふ言葉が、思ふといふ言葉と實際とは大分食い違ひがあると思ふので、であるから私の考へとしては、思ふといふことはなかつて、その通り受取ることはできない。興業銀行は三銭二厘とおつしやいましたが、三銭三厘くらいのところなんです。私は知つておりますが、三銭三厘あるいは高くいつて三銭五厘、こゝなつて来ると、今納税の

方でも何か二銭くらいは延利で勉強するといふので、延納二銭、片方は三銭以上、こゝなつて来ると、やはり経済人といふものはみんなそろばんをとるので、まあ税金を納めなくても、そつちの方へまわそうか、といふような人もあるかもしれない。であるから経済といふものはそう簡単に参りませぬ。思ふではなかつて、割切れないので、この点は結果を見なければわかりませぬけれども、なかつて、楽観は許されぬだらうと私ども考へております。これは議論になるかもしれないが、先ほど申し上げたように、この新設された銀行によつて、経済界、産業界が非常に助かつたのである、こゝなればよろしいのですけれども、あまり効果がなかつたといふことになれば、骨折りの損のくたびれもつて、何か石橋落山氏のオーバー・ローンの議論、その他長期の金をどうしてまかなつたらいいだらうかといふ御苦心の結果が、こゝまで来たのかもしれませぬけれども、なぞかしらどうも面子にこだわつてこれをやつたのじやないかといふような気分も、正直なところ私どもは持つのであつて、これは政策上の問題にわたりますけれども、実際に新設銀行よりも、これまでの既設の銀行をもつと強化育成することが、結果においてはいいのじやないかといふような気分がいたすのであります。しかし大蔵大臣は御自分で自信がないとおつしやつて、なおこれを強行するといふことの腹は、その後いろいろ御研究の上、大いに自信がついた。そうしてこれまでよりも興行銀行及び勧業銀行、北拓等よりも安心金利で勉強して長期資金を多くまかなえるといふ自信が、あらためてつ

たと思ふのですけれども、しからはどういふ点で大きくその当時の考へと今の考へとは、大分考へが違つて来たのであるかといふ点が、まだ具体的に何ら示されておられません。局長はかなり御答弁がうまいので、私がこゝ御質問申し上げておつても、こゝ言へばあつたかこゝだかおぼろしかりになりまされども、常識から考へて、先ほど申し上げた高い利回りの金を使つて、安く勉強して貸そうといふことに、健全金融といふことを生み出すことにはできないじやないか。そうならば思ふでは割切れないことである。こゝ考へております。これはちよつと議論にわたつてはなはだ申訳ないのですけれども、これは結果において現われることでありましようが、そうしたような考へを持つております。しかしこれは議論にわたるかもしれないけれども、今申し上げたことによつてもう一べん申して御答弁願ひたい。

○河野(通)政府委員 先ほど新しい長期信用銀行の数の問題について、いろいろ御質問があつたのですが、そのときにお答え申し上げましたように、この新しい銀行は、債券でもつて資金を調達するわけでありますから、金利コストが高い。従つて預金銀行と違つて利率も薄い。そういう観点からできるだけ資金量を多くしてやらなければならぬ。最近の常識論として大体預金銀行なら、地方銀行で申し上げますと採算ベイスと申しますか、何とかやつて行ける最低のものは、二十億程度の預金があれば大体やつて行ける。まあ多々ます／＼弁するわけであります、大体その程度でやつて行けるだらうといふ見込みを持つております。長

三

期信用銀行につきましては、私ども大
体計算したところでは、最低二百億か
ら三百億の資金量を持たないとなか
か経営がでない。従つてその資金量
を極力ふやして行く。そういつた意味
で強い銀行にする。従つて預金銀行の
ようにたくさん銀行をつくることは
適当でないと思つておりました。そ
の点から出ております。

第二点はコストの点であります。資
金コストは今申し上げました通り、預
金銀行よりまさに高いのであります。預
金銀行よりも、一般の経費の点から申しま
す、店の数あるいは人員等からいいま
す、資金量に比べて、普通の預
金を吸収したておるものに比べて
と、割合経費の率というものは低く
落む。これももちろん給与ベースとか、
いろ／＼経費率、人件費等の率にもよ
りますけれども、一般の経費といつたし
ましては、今申し上げましたように、
一般の預金銀行よりは安く済むと考
えます。それらの点をかみ合せまして
資金量が大いに充実し、あわせて資金
コスト以外の経費をできるだけ削減す
ることによりまして、貸出し金利はそ
んなに高くないで済む。これは持
来のことでもありますから、わからぬと
言われればそれまででありますけれど
も、私どもはその点については、先ほ
ど御答弁申し上げましたように、大体
間違ひなくそういう結果になるという
ふうに考えております。興業銀行の金
利の問題も今ございまして、これも
お話のように三三三三というけれども、
もちろん例外的にはございしますが、とに
かく三三三、二厘というふうなベー
スで、今後の新しい銀行の貸出し利率は、
その程度でやつて行けるといふふう

考えております。
夏堀委員 資金量を多くするために
は、地方銀行は発券銀行の証券を多く
買わなければならぬ、こういうこと
になります。そのためには、先ほど申
上げたように長期の貸出しのそれを
肩がわりすることが、一つの条件とな
るだらう、常識的にそう考えるので
すが、そうしませんと地方銀行等にお
いても、その資金はだぶつておらぬは
ずであります。肩がわりするといふこ
とに重点を置くのか、新規の設備資金
に重点を置くのか、この御方針はど
ういうふうな御方針ですか。

河野(通)政府委員 両者相まつて行
きたいと思つております。しかし資金
量は長期資本の量自体が、現在の日本
の経済の状況からいいますと、そのむ
げに大きいわけでもございませぬし
で、原則はやはり長期の新しい貸出し
というものが中心になつて、その資金
の余裕が中心になれば、地方の預金銀
行の資産構成をできるだけ正常化して
行く方向に向つて、すなわち今お話の
ように、普通銀行のやつております長
期の貸出しを肩がわりするといふ思
置も、もちろん譲じて参りたいと思
います。資金量に制限のあります限りに
おきましては、やはり新規の長期貸出
しというものが中心に参る。資金の余
裕のあります限り、今申しました肩が
わりの措置を講じて参りたい、かよう
に考えております。

佐藤委員長 小山長規君。
小山委員 国民貯蓄債券法案とい
うのが新しい法律として出て来たのであ
りますが、これについて当局の意向を
若干確かめておきたいのであります。
これは大蔵大臣に聞いた方がいいの
もしませんが、きょうは大蔵大臣が見
ておられませんので、局長がかわつて御
答弁願いたいのであります。この貯
蓄債券法の体系は、政府が債券を発行
して、それを政府の資金として扱つて
行く、こういう考え方でありませぬ。
従つてこれはある角度から見ると、一種
の公債政策ではないか。つまり産業資
金に行く金ならば、公債を発行しても
いいというふうな考え方で、出発され
ておるのじやないかというふうにも考
えられる。その点はどういうふうな考
え方での法案を立法されたのか。こ
れをまず伺つておきたいのでありま
す。

河野(通)政府委員 私どもはこれを
普通のいわゆる公債とは考えておりま
せん。政府の資金は、御承知のよう
に郵便貯金も政府の資金であります
が、これらをやはり集めて参りまして、
これをいろ／＼の目的に合するよう
なところへ投資をいたします。これはた
またまそれを少し形をかえた、証券化
したようなものになるわけでありま
す。従ひまして、これは公債政策につ
いて根本的な大転換をしたというふう
なことではなしに、むしろ郵便貯金等
の政府資金の取扱方法の一つの態様と
して考えた、こういうふうな私どもは
考えております。

小山委員 預金部資金を集めるため
の一つの方法として考えた。公債政策
としての政策の転換をやつたわけでは
ない。こういうことであるので承
たい。そういたしますと、もう一つ聞いて
おきたいのは、産業資金をまかなうた
めの国民貯蓄を推進するために、政府
が金を集めてそれを産業界に流す方が
いいと考えておるのか、あるいは国民
の貯蓄は民間に集めさせてやつた方が
いいと考えておるのか、重点は一体ど
ちらに置くべきものと考えておられる
のか、それを一つ伺つておきたいと思
います。

河野(通)政府委員 私どもは、筋は
あくまで民間の資金でもつて産業資金
がまかなわれることが、根本の筋であ
らうと考えております。しかしながら
御承知のように、現在ではそういう
うに民間の資本の蓄積というものは、
なか／＼十分に進まない点もございま
す。早い話が、一般の金融機関であ
りまして、産業資金を供給いたしてお
りません。開発銀行とか、そういうもの
にいたしまして、やはり政府資金を
投入しなければならぬ。これは本来な
らば開発銀行等ではなくて、民間の長期
信用銀行でいい場合もあるわけであ
りますが、なか／＼そう現在の日本の経
済の力からいつて行かない。ある部分
については租税によつて徴収した資金
でもつて、国家の投資をすることもや
らなければならぬ。郵便貯金にいた
して、そういう形で政府が集めた
資金でもつて、ある程度の産業資金を
供給して参らなくてはならぬというふう
な段階にあると思つて、言葉は非常
に詭辯があるのでありますけれども、
現在の状況におきましては、やはりあ
る手この手という／＼なルートから、
いろ／＼な態様の長期資金を集める方

法を講じて参ることが必要であらう。
しかし本筋はどこにあるかと言われま
すれば、あくまで民間の資金は民間の
資金でもつて調達されることが筋であ
る。経済がだん／＼ゆたかになり、資
本の蓄積が進んで参りますれば、そ
ういつた政府の租税なりあるいは政府の
機関によつて集めた金でもつて、産業
資金に投資することは、だん／＼少
なつて行くことが望ましいというふう
に私どもは考えております。

小山委員 政府が集める方が集め
やすいということではありますが、今度の
貯蓄債券は五年の長期にわたる債券で
あります。しかし民間の銀行、金融機
関を使つたのではそういう長い金は集
まらぬが、政府なら集められるだらう
と考えられる根拠はどこにあります
か。

河野(通)政府委員 これは実はなか
なかむずかしい問題でありまして、先
ほど申し上げましたように、
こういう資本の蓄積をとにかく進めな
ければならぬ、特に長期の資金をでき
るだけ集めて参らなければならぬ時
期におきましては、いろ／＼な方法
でいろ／＼な態様の蓄積方法を考えて
参らなくてはならぬ。民間の蓄積の方
法もいろ／＼な考え方で現在やつてお
りますが、それとあわせて政府の資金
の集め方につきましても、いろ／＼な
方法を講じなければならぬ。りくつか
ら申しますれば郵便貯金の方法がある
じやないか、そのほかの特別の制度を
設ける必要はないじやないかというこ
と、一つの御意見かと思つて、
こういう時期でありますから、いろ
いろな方法を講じて、国民、ことに零細
資金を貯蓄いたしまする方々の趣味

夏堀委員 以上です。

と申しますか、好みに合うようないろいろな方法を講じて参りたい。それで言葉は非常にまずいのであります。が、あの手この手という／＼な方法を考へるといふような考へ方から、出ておるわけでありませぬ。民間の資金の蓄積は民間で集めて参る。それと並行して政府の資本蓄積の方法も、今申しましたような／＼な方法の一つの態様として、こういう方法をとつた、こういうこととございます。

○小山委員 それではお伺いいたしますが、毎年度百億と限度をきめたのはどういふふうな根拠からやられたのか。これは百億はとうてい達成できないだらうという考へ方に出発されておられますか。それとも百億以上集まるのであるけれども、百億でとどめるのであるという考へ方から出発されておるのか。それはどちらですか。

○河野(通)政府委員 これは専門家の小山さんは一番よく御承知のことです。集めようと思へば、條件さえかえれば相当集まると思ひます。しかし民間の資金の蓄積にあまり大きな妨げになるようなことも適当でない。かた／＼この資金の当てといたしまして、政府資金の投資をいたして参りたいと考へておられますのは、さしあたり本年度におきましては六十億程度のことを大体考へておられます。その方の資金の需要の観点から一つと、それからかたがた年六十億といたしますと月五億程度のものではあります。五億程度のものなら、一般の民間の資金の吸収をその阻害することもないであらうというふうな観点から、両方から押さへまして大体百億以内で資金の需要の方も見通しがつくと思ひます。また民間の金融

機関の資金を圧迫することも、その程度ではないだらうというふうなことで、大体百億以内ということにいたしましたのであります。これに対する具体的な数字の根拠というものは、なかなかつかめませんわけでありませぬ。御参考までに申しておきたいと思ひますが、本年度の貯蓄目標は大体六千八百億ということに考へておられます。これは達成できると思ひますが、この程度の年大体六十億、百億以内のものを政府資金として吸収いたしますことは、民間の資金を圧迫することはないといふふうにも考へておるわけでありませぬ。

○小山委員 私が百億以上集まるけれども、百億で押えたのか、あるいは百億はむずかしいんだが百億を目標にしたかというのを聞いたのは、これは今後の問題として記録に残して置きたいからであります。というのは、法律となりませぬと、この百億という数字はいつでもかえられる。二百億にでも三百億にでも、こういう法律が出た以上はすぐかえられるのであります。だから立法の精神というものをこの際明らかにしておかないと、たとへば、これを二百億にするとか三百億にすることを法律では可能であります。それを消化させるためには無理な方法でやらなければならぬことがある。あるいは金利を不当に引上げる場合もありませぬ。金融機関に銀行局の権限を濫用して、ひとづつ買つてもらいたいといふふうな押しつける方法だつて、できやうでありますからして、百億なら百億ときめたところの立法の精神がどういふところにあるかということをお

の法律の初めにおいて明らかにしておく必要があるもので、ただいまの点は、そういう意味からもう少し明確にお答えおきを願ひたい。

○河野(通)政府委員 その点は、これまで申した私の説明の後段の方に主として當ると思ひますが、民間資金の蓄積に非常に大きな障害を与へないようにならねばならぬ。大体百億程度くらいが適當であらう。それを越えようと、さらに民間の資金の方へ悪影響を及ぼすおそれがあるといふふうな考へておられます。

○小山委員 それでは今度は資金は百億ときまりましたが、ただいま承るところによつて六十億を目標にしておられる。そうすると百億発行して六十億しか手取りがないという趣旨でありますか。それとも百億発行できるんだが、手取りが六十億になる程度にとどめておくという趣旨ですか。どちらですか。

○河野(通)政府委員 法律といたしましては、百億以内の発行ができるようにいたしていただきたいと思ひますが、さしあたり本年度につきましては、先ほど申し上げましたような資金の需要の面から考へまして、六十億程度の発行で大体まかなえると考へております。具体的には、この資金は資金運用部資金の運用計画の中によつておられます。よつて、大体電源開発資金として使つて参りたい、これは大体六十億程度から出せば、さしあたり間に合うだらうというものであります。

○小山委員 それでは少し話がこまかくなりませぬが、六十億発行して六十億使うのだという、発行費用はどこからまかなうのか。今政府の考へは額面六十億発行して六十億お使いになる

つもりなんです。それとも六十億発行して発行費用その他を差引いて、その残りをお使いになるのですか。どちらですか。

○河野(通)政府委員 経費は今お話にありましたように、一方でこれを集めますために金利といふものが割引料であります。そういうものを払わなければならぬ。それから一方でこれを貸付その他に運用いたしますと、それで利子が入つて来る。この差額でもつて経費はまかなう、こういう方針をとつております。

○小山委員 これは参考のために伺うのですが、六十億発行するために利息を除いた費用は幾らかかりますか。

○高橋説明員 ただいまの六十億と申しますのは売出し価格でございます。額面ではありませぬ。額面は当然それより上まわるわけでありませぬ。大体私たちの考へは、條件等は政令で定めることになつておりますので、的確に今コストが幾らというものは申し上げかねるのですが、一応仮定に立つて御説明いたしますと、今年度の場合ですと、六十一億くらい発行したい。それで一億くらいは償還する。非常に変な話ですが、そういうふうな金縛りで五年といふことにいたしますと、今そんな長く寝るようなものは、だれも買つてくれませぬ。今の時代では無理でございます。申せませんが、六分を少し上まわるといふ程度ではなからうか、こういうふうに見ておるわけでありませぬ。

○小山委員 これは民間の資金と競合してはならないという法律もありませんし、それからそのことは従つて、金利

きます。非常に計算がややこしいのでございませぬが、概括的に申しますと、今年度の予算から割出しまして、単位を十億円として、発行の場合にどれだけ要するかと申しますと、四百九十九万八千、今年度の予算から、ある仮定を用いて割出した発行のときの経費が、それだけかかります。それから償還はやはり、今年度は少ししか入つておりませぬが、明年度以降に入つて参りますので、その関係の経費が三千万くらい見込まれます。売出し価格十億円につき、兩者を合して七千九百九十八万、このくらいかかるわけでありませぬ。しかしこれは五年間をならさないで、その十億円が全部償還に至るまでの発行の経費の総額でございます。これはコストとしては違つて来るわけでありませぬ。償還期間が非常に長ければ長いほど、発行償還経費は安くなる。短くなれば高くなるわけでありませぬ。私どもの見通しといたしましては、全体を平均して三年余りぐらいの償還期間はあるであらう。そういういたしますものは、二分三厘七毛といふふうな数字になつております。その程度の平均コストで、そのほかに割引歩合、較差金歩合といふものがあります。これも償還期間によつて多少の差異は生じます。條件もはつきりきまつておられますので、何ともしつきりしたことは申せませんが、六分を少し上まわるといふ程度ではなからうか、こういうふうに見ておるわけでありませぬ。

○小山委員 これは民間の資金と競合してはならないという法律もありませんし、それからそのことは従つて、金利

水準が民間の金利水準と著しく違ふという事は、民間の資金の集め方を妨げるという事にもなりますので、それを防ぐために、どの程度の発行利回り、あるいは利用者の利回りというものを一年目はどのくらい、二年目はどのくらいという、これはもうきまつていなければならぬはずだと思つておられますが、それはどういふふうにお考えになつておられますか。

○高橋説明員 たいだいま、まだ政令の方の案をきめておりませんが、私どもの試案といつては語弊がありますが、案によつて申し上げます、大体五年ものとして千円で売りますと、千四百円で五年後に償還する。満期償還価格千四百円というのを考へております。だから五千円の場合には七千円という事になる。そういういたしますと、満五年経過後における利回りを計算いたしますと、六分九厘六毛になりま

す。満期まで持つて六分九厘六毛でございますから、途中で買ひ上げる場合は、当然それより低い利回りで買ひ上げる事になります。現にこれと最も似かよつておられるので、類面の大きさは違ひますが、割引興業債券とか割引商工債券というものがござりますが、これは一年ものの割引で、七分をいさぐれも越えておるわけでありま

す。しかしこの貯蓄債券というものは、必ずしもそういう債券と同じような条件にしなければならぬというものでもございませぬから、当然一年のような場合には、むしろ銀行の定期の割引利回りというものを参考にしたしまして、四分八厘程度で、満一年たつたならば、そのくらいの利回りになるような価格で

買ひ上げるといふことも考へておられます。そうしてその四分八厘くらいからスタートいたしまして、大体三月くらいは同じ価格であります。三月ごとくらしい条件をかえて行きますので、その中間のいろいろな価格が出て参るわけですが、今の案で言いますと、二年になつてまだ五分八厘三毛くらい。あまり高いものとは申しかねるのですが、ただこういう利点はあつたと思ひます。これでは割興や割商を買つた方が有利なわけですが、五年まるく持つておれば、あまりかわらない。途中で、一年のときに売つてしまへば有利ではありませんが、一年から二年にかけての利回りというのは非常によくなる。こういうことによつて持統するよう

に、なるべく持統した方が得である。こういうふうな案に定めて行きたいと思つております。

○奥村委員 今の点に關連して割増金の点はどうなるのですか。これは相当利回りに關係するほどの金額を出すのか出さぬのか、その政府の考へ方を伺いたい。

○高橋説明員 たいだいま申し上げましたのは、割増金は法規の上では一応つけ得るゆとりを与えていたございまして、実際はさしあたりはつけません。割増金をつける債券はさしあたり出さな

いであつておられます。三月ごとくらしい条件をかえて行きますので、その中間のいろいろな価格が出て参るわけですが、今の案で言いますと、二年になつてまだ五分八厘三毛くらい。あまり高いものとは申しかねるのですが、ただこういう利点はあつたと思ひます。これでは割興や割商を買つた方が有利なわけですが、五年まるく持つておれば、あまりかわらない。途中で、一年のときに売つてしまへば有利ではありませんが、一年から二年にかけての利回りというのは非常によくなる。こういうことによつて持統するよう

に、なるべく持統した方が得である。こういうふうな案に定めて行きたいと思つております。

○小山委員 この集まつた金は、資源の開發その他経済の再建に必要な資金の施設の建設のために、必要な資金の供給に資するものであります。運用計画としては、たいだいまのところでは電源開發だけあります。それが一つと、それから資金の供給の方法としてはどのような方法をとられるのか。つまり金融債の引受、あるいは開發銀行に対する貸付というふうな間接的な方法をとられるのか。あるいは地方公共団体等に対する直接貸しの方法をとられるのか。もし地方公共団体に対する貸付も考へておられるとすれば、六十億の割合をどういふふうにお考え

おられるか。その三点を伺いたい。

○河野(通)政府委員 資金の運用方法は、法律案に書いてあります。資

源の開發その他緊要産業の建設のための資金であります。さしあたり二十七年度といたしましては、先ほど申し上げましたように、電源の開發資金に金額を充てるつもりでおります。この出し方は、具体的には、今本国会にかかつておきます電源開發会社ですか、これができましたあかつきにおきましては、これに対する貸付という形で出して参りたい。本年度といたしましては、大体見込みが六十億の資金の手取りでありますから、大体六十億程度をこれに充てることによりまして、他の方へはこの際としては充てることは今考へておりません。将来資金の需要の關係等から見まして、他のものへも出さなければならぬという場合に、どういふ形でこれをやるかという場合には、今お話のように、一つは金融債の引受という形も出て参ります。それから開發銀行に対する貸付になりますか、出資になりますかかわりませんが、そういう方法もとれると思ひます。ただ私どもが今予定いたしましたところでは、地方公共団体に、いわゆる地方債の引受という形で産業資金を供給するということは、少なくともこの貯蓄債券から入つて来た収入金をそのうちの何に出すことは、予定いたしておりません。

○小山委員 最後の一つ、資金運用部資金の運用計画の方針を伺つておきたいのでありますが、国民貯蓄債券法というふうな法律で集めた金は、いわば余分な金だと考へてよろしいかと思ひますけれども、資金運用部の計画を立てる場合に、これを従来のわくの範囲内に納められるというのでは、一方に滞留する金が出て来ますので、この入つた分は、別わくという言い方はおかしいかも知れませんが、別わくのな考へで運用されるのか。これは余分のよ

うに集まつた金だから、全体とらみ合せて、この分だけとはつておこうと

いう考へ方があるようでございますが、そういうふうな運用方針をとるのか。その点を明らかにしておきたいと思ひます。

○河野(通)政府委員 この別わくとか内わくとかいう問題は、なか／＼むづかしい問題であります。大体貯蓄債券を発行いたしません場合においても、郵便貯金でありますとか、あるいは簡易保険でありますとか、そういうものは集まつて参ります資金というものは、一応予定を立てておられます。それに対してプラス六十億というものが、資金運用部の資金として入つて来る。その入つて来た資金は、この法案に書いてありますように、資金運用部の資金となるわけでありま

すから、これは色はなか／＼つけがたいのでありますけれども、今お話し申し上げましたように、それだけはこの貯蓄債券を發行しなかつた場合よりも、發行した資金だけは資金運用部資金がふえる。こういうふうな御了解願ひたいと思ひます。

○内藤(友)委員 きわめて簡単なことでありますが、たいだいまの貯蓄債券法の第六條の二項であります。大蔵大臣は、相互銀行、信用金庫その他政令で定める「金融機関」というのでありますが、「政令で定める金融機関」というのは、どういふふうなものをお考えになつておられるのですか。

よろと思つたのです。単協はあるいはちよつとむずかしいかもしれませんが、ぜひ果信連は認めていただきたいと思ひます。

それからもう一つ、これはきわめて簡単なことでありますが、第七條で「資源の開発その他経済の再建に緊要な産業の施設」というのであります。これは村の方からかなり金が流れ出ると思ふのであります。還元といふことは筋の通つたりくつではありませぬけれども、やはり還元もして行かなければならぬと思ふのであります。そこで土地改良であるとか何とかいうことは、これももちろんほかから出ますが、これもひとつ縮出しのないようにお願いしたいと思ふのであります。何かそういうことについて同情してやろうというお考えがありますか、どうですか。

○河野(通)政府委員 「資源の開発その他経済の再建に緊要な産業」と申しますと、もちろん農業関係の資源も入ると思ひます。しかし先ほど小山さんの御質問にお答え申し上げましたように、さしあたり本年度といたしましては、大体発行計画六十億に対して、その六十億全額を電源開発の關係に充てるつもりでありますので、本年度といたしましては、ちよつとその他の方へまわす余裕はないかと思ひます。将来といたしましては、そういうことも十分頭に置いて、重点的に考へて参りたいと思ひます。

○松尾委員 実はいま提案になつております諸法案に対する質疑は、あしたにさせていただきますのですけれども、ちよつと党の都合がございまして、一点だけ違つたことをお尋ねさせ

ていただきたいと思ひます。それは去る十七日鳥取果の大火の際に、政府がいち早く資金運用部から二億と、それから住宅金融公庫から二億お出しになつたのは、まことにけつこのうなでありますけれども、あの大火の損害の大きさに比べまして、これは十分でないと思ふ。今後どのくらいお出しになる御予定でありますかどうかを、お伺いしておきたいと思ひます。そこで被害の状況その他も、つまびらかに政府の方の調査が行き届いたと思はれるのですけれども、その調査状況から見て、どのくらいお出しになつたら——大体ふだんでも困難しておるよりの都市ですから、特例を設けて融資方を講じていただきたい、こういうのがうちの党のお願いなんですけれども、その見通しを伺いたい。

○河野(通)政府委員 鳥取の大火につきましては、今松尾さんから二億というお話でございますけれども、とりあえず一億五千万円を、資金運用部から短期の緊急融資をいたしました。もちろんこれだけで十分と考へておりませんので、その後だんだん調査が進みますに依りまして、必要な資金は供給して参りたいと思ひますが、さしあたりは應急的な処置には間に合つておると思ひます。今後いろいろ損害の状況の調査等が固まりますに依りまして、必要な資金は出して参りたいと思ひます。それから住宅公庫につきましても、今お話がありましたように、大体ある程度の金額を別わくとして出したと考へておりますが、それと並行いたしまして、国民金融公庫につきましても、この際特別な措置で、ある程度

の金額をこの方へ向けて参りたい、かように考へておる次第であります。御了承いただきたいと思ひます。

○松尾委員 家を焼かれたり、資産を焼かれておられますし、遊んでおられないのですから、そう調査が手取りりますと、その間に個人的に復興がだんだんできてまいります。その上で、政府は復興ができたからというふうな調子で、時間的にずらして、その融資方を少くしようというのではないですか。

○河野(通)政府委員 毛頭そういうことは考へておりません。実は果の分については、大体の調査はできておりますけれども、まだ非常に詳細なものが出てきておりません。市の分につきましては、大体の調査もまだこつちで参つておりませんので、この調査ができましたら、こちらに出て参りますれば、今お話のようなおしかりを受けることのないように、極力やつて行きたいと思つております。

○武藤(農)委員 先ほどの長期信用銀行についてちよつとお尋ねしたのであります。銀行で長期金融の銀行を設立したい、こういうお話でございます。実は従前地方では、勸業銀行あたりがほとんど府県に分散しておりましたが、戦争中に併合されて、勸業銀行も一本になつておるのであります。また不動産金融については、日本勸業銀行がなくなりましてから、不動産金融はほとんど行われぬ。市中銀行へ不動産を持つておる者が参りまして、不動産担保で貸出しを要求いたしましたも、これは許されぬ。日本はほかに財源がない国でありますので、土地は少くともこれは相当価値ある物件と思わなければなら

りません。それ担保融通力が非常にありそうなのでありますけれども、現在の商業銀行ではこれが許されぬ。地方では非常に困つておるわけでありますが、従つても今度長期信用銀行というものが生れ出た場合には、おいては、不動産に対する担保力というか、不動産金融というものはどんなふうになるものでありますでしょうか。局長の御所見を承りたいと思ふ。

○河野(通)政府委員 御承知のようにな、不動産金融と申しますものはいろいろなカテゴリーがあるわけでありませぬ。同じ不動産担保の金融のうちでも、たとえば農地を担保にする金融、これは農地というものが、制度がかわりまして以来、担保力がなかく十分でございませぬので、農地担保の金融というものが、一般の民間の金融としてはなかくむずかしいような状態になつて来ております。そういう点もございまして、別途農林漁業特別会計をつくりまして、この方での資金を出すことにいたしましたわけでありませぬ。それからその他一般の都市等におきまする不動産金融につきましては、二つにわけて考へられる。一つは、その担保は不動産であるけれども、資金は産業資金、いわゆる事業資金に充てられるもの、一つは担保は不動産であり、かつその資金も産業資金に充てられるもの、納税資金でありますとかいろいろのものがあつて思ひますが、そういう二つのカテゴリーがあると思ふ。前者につきましては、これはいわゆる事業資金の一環として、その事業資金の担保がたまたま不動産であるというふうなものでありますので、これらの金融につきましては、この長期信用銀行

行本来の使命として、十分にその点の疎通をへかつて参りたいと思ひます。なお不動産担保の事業金融につきましては、国民金融公庫においてもこれを行つておりますし、その他の一般の庶民金融機関におきましても、これは中小の事業金融については行つておるわけでありませぬ。これらの資金は当然長期の設備資金なりあるいは運転資金の一環として、十分にこの新しい銀行によつて疎通をへかつて参りたいと思ひます。ただ後者につきまして、つまり不動産を担保とした場合、その資金の用途が事業資金でないという場合におきましては、本来この長期信用銀行はやはり産業資金を供給するという目的でございまして、これらの資金につきましては、この法案の第六條の第二項に書いてありますように、他の業務に支障のない限りにおきまして、これを担保とする事業資金以外の貸付もやる、こういうふうな建前にいたしておるわけでありませぬ。不動産担保金融と一概に申しましても、いろいろなカテゴリーがございまして、今お尋ねの点はどこを中心にしてのお尋ねでありましたか、あるいは私のお答えが御質問に対して少し的をはずれているかと思ひますけれども、なお御質問によりましてお答え申し上げたいと思ひます。

○武藤(農)委員 ありがたうございまして。私の申し上げるのは農地ではなくて、市街地の宅地を担保にした融通力をいかにするかという点であります。私の特にお願したいと思ひますのは、どこの被災都市もほとんどうちは焼けたあとで、宅地は持つておりますが、これが何とも融通力にならない

ために、融通性を持たないために、宅地の所有者は従前は貸家を建てておつたが、今は建築費が非常に上つておりますので、貸家を建てて貸す、そんなめんどうなことはして欲れない。またひまのないことも一つであります。後まだ、住宅が足らぬのでありますから、相当低金利で不動産金融で金が借りられる。さらにそれでもつて住宅が建てられるということになり、また貸家を営むところの方面に資金がまわるものならば、それを投資と言いますか、あるいは営業と言いますか、そうしたものをする人が多くなると思ふ。実際問題においては役所の住宅金融金庫その他は、住宅はなか／＼思うように建てておりません。だからこの際不動産金融を長期信用銀行によつてやつていただければ、私は低金利であれば相当貸家を建てることも不可能ではないのではなからうかと思ふのであります。この点ひとつ局長の御所見を承りたいと思ひます。

○河野(通)政府委員 長期信用銀行の意図いたしております不動産担保金融は、少くともこの第六條の第一項に書いてありますものにつきましては、貸家を建てるというような場合の金融は実は考えておりません。むしろどちらかと言いますれば、第二項の方である程度考えて参ることができると思ひます。住宅一般の問題につきましては、きわめて不十分な回復の状況でありますこととお示しの通りであります。この点につきましては、できるだけ早く住宅の充實をはかつて参りたいということ、私どもも念願いたしておるのであります。何分にも経済力がまだ十分でないわけがあります。

いろいろ限りのある資本を、他の緊要なものに使つて参らなければならぬものもございますので、お話の方にさらに十分な資金を投下することは望ましいことでもありますけれども、財政なりあるいは金融全体の立場からできますかどうか、なか／＼困難だと考えております。住宅金融公庫にいたしましては、また国庫の補助によりますいわゆる庶民住宅と申しますか、そういったものにつきましても、年々相当多額の資金を国家資金として放出いたしておるわけがあります。今後におきましてもお話のように財政の許しませんが、また金融資金の許しませんが、この方面にも資金はできるだけ供給するように、努めて参りたいと思ひます。さしあたり長期信用銀行につきましては、第六條の第二項の運用によつて、これらの必要な資金は、あるいは御満足に行くようなわけには参らぬかと思ひますけれども、事情の許しませぬ限り融通をはかつて参りたい、かように考えておる次第であります。

○佐藤委員長 次会は明二十五日午前十時より開会することにし、本日はこれにて散会いたします。
午後零時四十一分散会

昭和二十七年五月七日印刷

昭和二十七年五月八日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局